

第13章の2 政党の不法資金調達罪

第304条の2 ① 政党の資金調達に関する、2007年7月4日基本法(Ley Orgánica)8号第5条第1項の規定に違反して、政党、選挙人の連合、同盟または集まりを目的とした寄付または出資を受領する者は、その価額の3倍から5倍の罰金刑に処せられる

② 次の場合、前述の行為は6月から4年の禁固刑およびその価額の3倍から5倍の、または、超過分の、罰金刑に処せられる

a) 政党の資金調達に関する、2007年7月4日基本法8号第5条第1項のa)またはc)号に規定される50万ユーロを超える額の寄付に係わる場合、または、その規則b)号の違反のときで、そのb)号に設定された限度を超える寄付に係わる場合。

b) 政党の資金調達に関する、2007年7月4日基本法8号第7条第2項に規定される寄付で、10万ユーロを超える額の寄付に係わる場合

③ 前項に係わる行為が特別に重大な結果となった場合は、1段階高い刑に至る可能性をもって、刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

④ 自身でまたは介在者により、前各項の場合のなんらかで、政党、選挙人の連合、同盟または集まりを目的とした寄付または出資を提供した者には、それぞれのケースで、同じ刑が科される。

⑤ 第31条の2の規定に従って法人が行為に責任があるときは、同じ刑が科される。第66条の2の規則に留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

第304条の3 ① 法律の規定の枠外で、政党、選挙人の連合、同盟または集まりの資金調達を目的とする(性質の如何に係わらない)組織に参加する者は、1年から5年の禁固刑に処せられる。

② 当該組織を指揮する者には、刑は、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

③ 前項に係わる行為が特別に重大な結果となった場合は、刑は、1段階高い刑に至る可能性をもって、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。